

基礎から学ぶ 小規模多機能運営の具体策

■第1回：背景、制度、コンセプト、ケア

天晴れ介護サービス総合教育研究所 株式会社
代表取締役 榊原 宏昌

ご受講にあたって

■第1部 10:00～11:30

zoomセミナー（参加者の**お名前やお顔は出ません**）

ご意見/ご感想/ご質問（チャット）に対し**リアルタイムに応答**

※「**すべてのパネリスト**」宛にチャットをお願いします

■第2部 11:30～12:00

希望者による口頭でのご質問・ご相談・他の参加者との交流等
参加者の**お名前やお顔は出ます**（ビデオOFFは可能）

■事前に資料送付、セミナー後に「**動画データ**」と「**資料**」を送付します

※急用やネット環境不良等の場合は後日動画でご視聴下さい

※**法人内のみ**のご活用にとどめて下さい

■動画+資料は**一般販売**もさせていただきます（**以前のものもご視聴可能!**）

講師プロフィール

昭和52年、愛知県生まれ 介護福祉士、介護支援専門員
京都大学経済学部卒業後、特別養護老人ホームに介護職として勤務
社会福祉法人、医療法人にて、生活相談員、グループホーム、居宅ケアマネジャー、
有料老人ホーム、小規模多機能等の管理者、新規開設、法人本部の仕事に携わる
15年間の現場経験を経て、平成27年4月「介護現場をよくする研究・活動」を目的として独立



著書、雑誌連載多数。講演、コンサルティングは年間300回を超える
4児の父、趣味はクラシック音楽。ブログ、facebookは毎日更新中、日刊・週刊のメルマガ配信中
Zoomセミナー、動画講座も配信中。介護の読書会、介護現場をよくするオンライン・コンサルティング 主催
天晴れ介護サービス総合教育研究所 <https://www.appare-kaigo.com/> 「天晴れ介護」で検索

- HMS介護事業コンサルタント ■WJU介護事業運営コンサルタント
- C-M-A-S介護事業経営研究会スペシャリスト ■全国有料老人ホーム協会 研修委員
- 日本福祉大学 社会福祉総合研修センター 兼任講師 ■一般社団法人 考える杖 理事
- 稲沢市介護保険事業計画策定委員会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会委員
- 出版実績：日総研出版、中央法規出版、ナツメ社、メディカ出版、その他多数
- 平成20年第21回GEヘルスケア・エッセイ大賞にてアーリー・ヘルス賞を受賞
- 榊原宏昌メールアドレス sakakibara1024@gmail.com

介護現場をよくする研究・活動



- facebook、ブログ等を毎日更新、情報発信
- メルマガ（日刊：介護の名言、週刊：介護現場をよくする研究&活動通信）
- 以上の情報はHP（「天晴れ介護」で検索）よりどうぞ

本日の内容

- 小規模多機能の背景、制度、コンセプト、ケアを学ぶ
 - ・ 小規模多機能が必要とされる背景
 - ・ 小規模多機能の制度とコンセプト
 - ・ 小規模多機能のケア
 - ・ 小規模多機能の今後

国の文書より

2015年の高齢者介護（2003（H15）年）より抜粋

- ☑ **生活の継続性を維持**するための、**新しい介護サービス体系**
- ☑ 介護が必要になった時、様々な事情から、住み慣れた自宅を離れ、家族や友人たちとも別れて、遠く離れた施設へと移る高齢者も多い。そのような人たちは、**これまでの人生で培ってきた人間関係をいったん失い、新しい環境の中で再び築くことを強いられることになる。心身の弱った人がそうした努力を強いられることは大変な精神的負担を伴う。**それでも、**現在の在宅サービスだけでは生活を継続できない**、あるいは介護を受けるには不便な住環境であるといった理由から、在宅での生活をあきらめて施設に入所して行くのである。
- ☑ 私たちが目指すべき高齢者介護とは、**介護が必要になっても、自宅に住み、地域の中で、家族や親しい人々と共に、不安のない生活を送りたいという高齢者の願いに応えること**、施設への入所は最後の選択肢と考え、可能な限り住み慣れた環境の中でそれまでと変わらない生活を続け、最期までその人らしい人生を送ることができるようにすることである。

国の文書より

☑ 在宅で365日24時間の安心を提供する

切れ目のない在宅サービスの提供→小規模・多機能サービス拠点

☑ 在宅に365日24時間の安心を届けることのできる新しい在宅介護の仕組みが必要である。本人（や家族）の状態の変化に応じて、様々な介護サービスが、切れ目なく、適時適切に在宅に届けられることが必要である。

☑ すなわち、日中の通い、一時的な宿泊、緊急時や夜間の訪問サービス

さらには居住するといったサービスが、要介護高齢者（や家族）の必要に応じて提供されることが必要であり、さらに、これらのサービスの提供については本人の継続的な心身の状態の変化をよく把握している同じスタッフにより行われることが望ましい。

国の文書より

地域包括ケアシステムを構築するための制度論等に関する
調査研究事業報告書（2014（H26）年）

統合的にケアを提供する中核的サービス

→ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

→ 小規模多機能型居宅介護

中重度となっても 住み慣れた地域で在宅生活を継続できる
ように……（後略）

小規模多機能ケアワーキング班 平成14年度の検討過程

→ 20ページほどの文書、読みやすく内容も深い

国の文書より

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

3. 基盤整備

(3) サービス供給への保険者関与

■市町村協議制拡大

定期巡回・随時対応型訪問介護看護や（看護）小規模多機能型居宅介護を推進していく観点から、一定の条件を満たす場合には、市町村は都道府県の行う訪問介護・通所介護の指定について、都道府県に協議を求めることができ、都道府県は、市町村との協議結果を踏まえて、訪問介護・通所介護の指定を拒否し、又は指定に当たり条件を付すことができることとされている。

実際に都道府県が指定をしないこととしたのは1保険者（通所介護の指定拒否）のみであり、現行の市町村協議制の実効性を高めていくことが課題である。

小規模多機能型居宅介護等の普及の更なる推進の観点から、市町村協議制の対象サービスの範囲を拡大し、短期入所生活介護（ショートステイ）も対象とすることが適当である。

■地域密着型デイ指定拒否の仕組

地域密着型通所介護について、小規模多機能型居宅介護等の普及のために必要があり、一定の条件を満たす場合には、市町村が地域密着型通所介護サービス事業所の指定をしないことができる仕組みを導入することが適当である。

介護保険制度の見直しに関する意見

社会保障審議会介護保険部会（第 89 回）令和元年 12 月 27 日

1. 介護サービス基盤、高齢者向け住まい

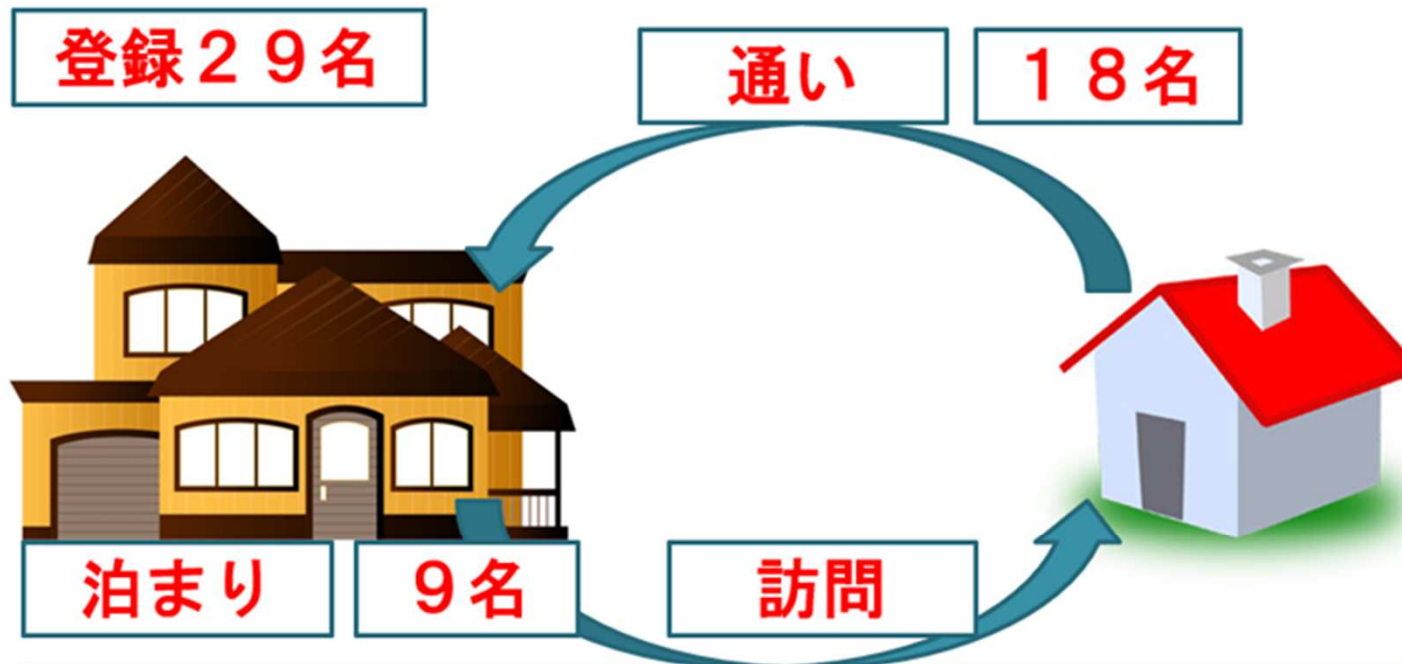
【今後の介護サービス基盤の整備】より

- 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護施設の整備を進めるとともに、在宅サービスの充実を図り、**在宅の限界点を高めていくことが必要である。**（看護）**小規模多機能などのサービスの整備を進める**とともに、既存の施設等による在宅支援を強化していくことが必要である。また、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）も含めて、その整備を促進していくことが適当である。なお、働きながら介護を行う人について、その実態も踏まえながら一層支援していくことが重要であり、地域支援事業の任意事業である家族介護支援事業なども活用しながら、家族介護者の相談支援や健康の確保を図っていくことが重要である。

2. 医療・介護の連携 より

- 医療・介護の役割分担と連携を一層推進する観点から、**日常的な医学管理が必要な要介護者やリハビリテーションが必要な要介護者、看取り期にある要介護者等を支える介護サービスの在り方**について議論を行った。また、**介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の在り方**について議論を行った。さらに、介護医療院について、円滑な移行に向けて、更に求められる取組等について議論を行った。

小規模多機能とは



地域密着型事業

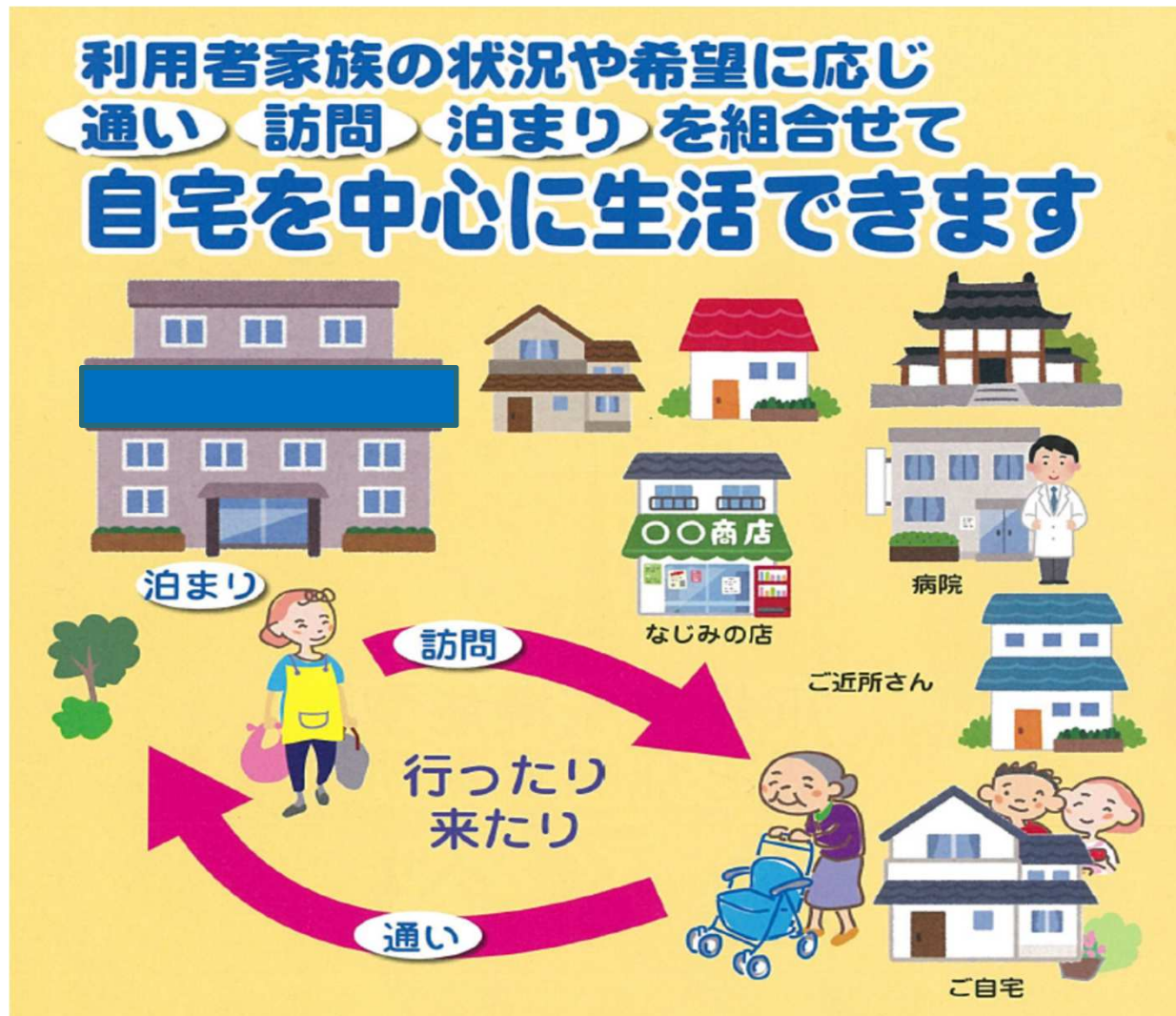
→指定監督は市町村、原則市民のみ利用可

月額報酬（定額料金）

必要な時、必要なサービスを、必要なだけ

→利便性と、いざという時の安心感

小規模多機能とは



小規模多機能とは



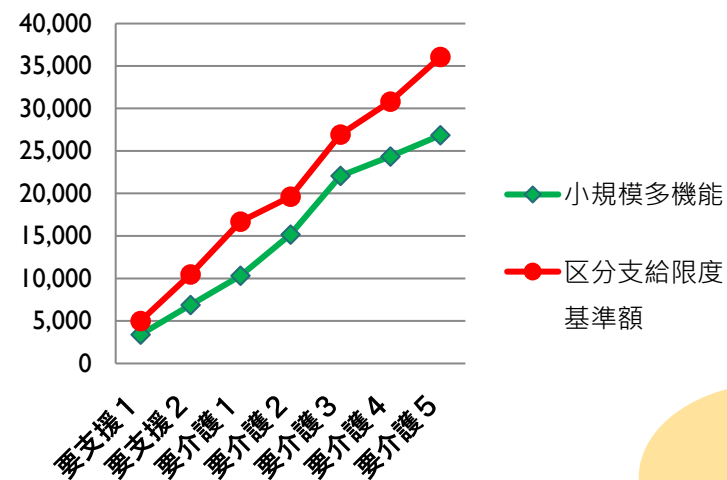
小規模多機能の基本報酬(月)

	小規模多機能	区分支給限度基準額	差
要支援 1	3,418単位	5,032単位	1,614単位
要支援 2	6,908単位	10,531単位	3,623単位
要介護 1	10,364単位	16,765単位	6,401単位
要介護 2	15,232単位	19,705単位	4,473単位
要介護 3	22,157単位	27,048単位	4,891単位
要介護 4	24,454単位	30,938単位	6,484単位
要介護 5	26,964単位	36,217単位	9,253単位

※上記は基本報酬のみであり、加算なし

※併用できるサービスは

訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導
福祉用具貸与、特定福祉用具販売、
住宅改修



小規模多機能ホームの特徴

- 通い・泊まり・訪問がワンストップで利用可能
- 最大で、登録29名、通い18名、泊まり9名と
小さな単位でサービスを提供するため、なじみの関係が作りやすい
- 臨機応変のサービスが可能であり、そのためケアマネジャーが内部に配置。
また、包括報酬となっている
(訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、
福祉用具販売、住宅改修は併用可)
- 3サービスは同じチームのスタッフが対応
特にショートステイで混乱する利用者に効果的
- 食費、宿泊費、オムツ代は自費

通いについてのご提案

■「長い時間の利用には不安がある」

→デイサービスのような固定した時間の利用制限はない

→サービス利用に慣れて頂くため、短時間の利用も可能（AMだけなど）

■「お風呂だけお願いしたいな」

→入浴のみ、昼食のみなどの利用も可能

■「仕事前に送って行けるといいな」「家に一人にさせられない」

→家族送迎が可能なら、早朝、夜間の通い利用。早朝6時から夜間21時までなど

■「落ち着かない夕方の時間だけ見てもらえると助かるな」

→夕方からの通い利用など変則的な利用も可能

■「急な残業の時など、延長をお願いしたい」

→24時間オープンしているので、電話一本で対応可能

訪問についてのご提案

- 「（一人暮らしで）心配だから様子見て来てほしいけど」
→安否確認などの数分の用事の訪問も可能
- 「一日の中で、こまめに様子を見に行ってもらいたい…」
→お薬が飲めているかの確認や、トイレ誘導・オムツ交換などのこまめな訪問も可能（包括報酬）
- 「通いは抵抗がある」
→まずは訪問からスタートして、職員との関係ができてきてから通いを検討できる（しかも、通いは時間帯が柔軟）
- 「顔なじみの人に出入りしてほしいんだけど…」
→通い・泊まり・訪問、どのサービスでもいつもの職員が対応

泊まり についてのご提案

■「今日泊まりたい」

→急な泊まり希望にも対応

→基本的に何か月前からの予約は必要なく、緊急時の利用も可能

→先のことにも心配だが、「今日」のことが心配。

いざという時に助けてくれるという安心があるから在宅ケアが継続できる

■「家族が疲れた。しばらく泊まりを利用したい」

→家族の介護負担軽減のためリフレッシュ利用も可能

→1週間、1か月などの長期の泊まり利用も相談可能

■「夜だけ心配だからみてほしい」

→夕方迎えに行き、朝に帰るという泊まりのみの利用も可能

■「退院後すぐ自宅に戻ってくると介護するのに不安がある」

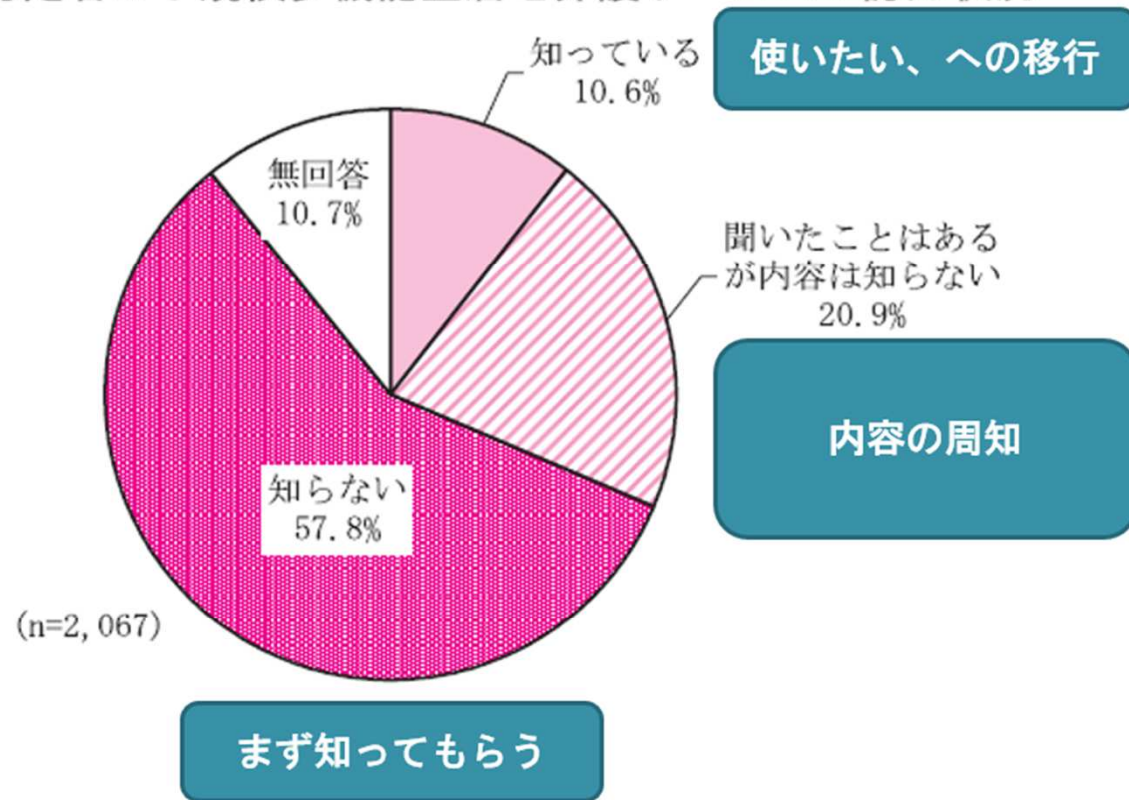
→退院後、泊まりの利用から始め、徐々に自宅に慣れるためのお手伝い

その他のご提案

- 「一人暮らしで自然災害（台風）の時など心配だ。」
→ 災害時には自宅、周辺環境などの状況に応じて
通い・泊まり・訪問の利用を臨機応変に組み立てます

小規模多機能の認知状況

図表 21 在宅認定者の小規模多機能型居宅介護サービスの認知状況



いずれにしても、継続・反復しなければ、忘れられてしまう

対象者がいません! どんな人が対象なのか分からない...

1	お一人暮らし、高齢者世帯(独居、老々介護)
2	利用の変更の多い方(認知症等プラン固定化難)
3	仕事と介護の両立、ライフスタイルを守りたい家族
4	デイサービスになじめない(閉じこもり、デイ嫌)
5	ショートステイ落ち着かない
6	退院直後で家は不安
7	最期まで自宅で過ごしたい(施設は嫌!)
8	容態が変化して、柔軟な対応が必要な方
9	年金の範囲内で介護費用をまかないたい
10	大人数のサービスになじめない

従来の
介護保険サービスの枠を
はみ出した利用者

限度額超

小規模多機能型居宅介護計画

【解釈通知】

(8) 小規模多機能型居宅介護計画の作成

- ① 当該計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとならないように留意するものとする。
- ② 基準第77条第2項に定める「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好(しこう)に応じた活動等をいうものである。

介護等

第七十八条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、**利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術**をもって行わなければならない。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業所における**利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行う**よう努める。

【解釈通知】

- ① 基準第78条第1項で定める介護サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るように介護サービスを提供し又は必要な支援を行うものとする。その際、利用者的人格に十分に配慮しなければならない。
- ② 同条第2項は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護のサービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって指定小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。
- ③ 同条第3項は、利用者が小規模多機能型居宅介護従業者と**食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うこと**によって**良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境**の中で日常生活が送れるようにすることに配慮したものである。

利用者・家族の状況と個性をよく把握する＝「個別ケア」

生活歴		
年代	生活地域	生活歴（住居や家族の変化、職業、思い出・エピソード等）
生まれ	N市	4人兄弟の次男として生まれる
小学生	N市	
中学生	N市	
高等学校	N市	高校、大学と野球部に所属、7番レフト
20代	N市	昭和○年〇〇大学経済学部卒業後、〇〇自動車メーカーに就職。総務部で主に経理を担当（当時はワープロが主だった） 昭和○年24歳の時にG子様と結婚 昭和○年長男誕生。昭和○年母死亡。昭和○年父死亡
30代	N市	
40代	A市	昭和○年マイホームを建てる（頭金と20年ローン）
50代	A市	昭和○年長男結婚（長男夫婦隣県に転居）
60代	A市	平成○年課長で退職（38年勤め永年勤続賞）、子会社に再就職し事務関連の仕事に就労 平成○年退職後、知人の誘いで暮会所に通いはじめる
70代	A市	平成○年（77歳）、脳梗塞発症
80代		
90代		
私がしてきた仕事や得意なこと		一日の過ごし方
<ul style="list-style-type: none"> 〇〇自動車メーカー（総務部で経理の仕事） 大学時代野球部（7番レフト）プロ野球は巨人ファン 囲碁 新聞などの時事の話題（特に政治経済の話題が得意） 	<p>若いころ、充実していたころの過ごし方</p> <p>4:00 起床・朝食 7:00 出社前に喫茶店仕事 9:00</p>	<p>病気になる前の過ごし方</p> <p>4:00 夜間トイレ1回 7:00 起床、犬の散歩 7:00 朝食、コーヒー 新聞、テレビ 9:00 コーヒー 12:00 昼食 暮会所（週2回） 15:00 コーヒー 18:00 犬の散歩 夕食、観劇 18:00 入浴 テレビ 21:00 就寝 23:00 就寝</p>
<p>現在の過ごし方</p> <p>4:00 夜間トイレ1回 7:00 起床・朝食 新聞、テレビ 9:00 コーヒー 12:00 昼食 暮会所（週2回） 15:00 コーヒー 18:00 犬の散歩 夕食・観劇 18:00 入浴 テレビ 21:00 就寝 23:00 就寝</p>	<p>【好きな話、好きな話】</p> <ul style="list-style-type: none"> 野球の話 囲碁の話 新聞などの時事の話題（特に政治経済の話題が得意） 住宅ローンを組んで念願の家を建てたこと <p>【好きな話】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人の悪口 芸能関連（興味がない） <p>その他</p>	

第3表		週間サービス計画表							作成年月日 平成○年8月20日
利用者名 E田 F男 殿		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	0:00								
	2:00	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ(夜間1回)
	4:00								
午後	6:00	妻起床 朝食準備	妻起床 朝食準備	妻起床 朝食準備	妻起床 朝食準備	妻起床 朝食準備	妻起床 朝食準備	妻起床 朝食準備	
	8:00	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	起床・朝食 新聞・テレビ
	10:00		訪問リハビリ			訪問リハビリ			コーヒー
	12:00	デイサービス (入浴も)	トイレ (一部介助) 昼食	トイレ (一部介助) 昼食	デイサービス (入浴も)	トイレ (一部介助) 昼食	トイレ (一部介助) 昼食	トイレ (一部介助) 昼食	昼食 (暮会所) (入浴)
	14:00			暮会所 (知人送迎、見守り)			暮会所 (知人送迎、見守り)		コーヒー
	16:00	トイレ (一部介助)				トイレ (一部介助)		トイレ (一部介助)	
深夜	18:00	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食(晩酌)	
夜間	20:00	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	トイレ (一部介助)	テレビ
	22:00	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝
深夜	24:00								
週単位以外のサービス		〇〇クリニック（毎月第1水曜日）、A市民病院（毎月第3水曜日）、〇〇歯科（奇数月）→いずれも妻がタクシーで付き添い 福祉用具貸与（ベッド、車いす）、住宅改修（手すり、段差解消）							

小規模多機能は「提案型」

小規模多機能の現状(内ケアマネ)

事業所内に介護支援専門員(計画作成担当者)を配置している特徴
①利用者の日々の様子が分かる
②利用者の情報量(むかしのことなど)が豊富に入る
③利用者の変化に、すぐ気づくことができる
④利用者の変化に、すぐ柔軟な対応ができる
⑤家族との関係が密である
⑥ほかの職員とのミーティング(話し合い)が頻繁にできる
⑦利用者の地域に関わりやすい
⑧その他

平成27年度 地域包括ケアシステムにおける小規模多機能型居宅介護の
今後のあり方に関する調査研究事業報告書 より

小規模多機能の実際

- ☑ 通常のデイサービスでは難しい時間の融通について.....
朝7時半に家族に送迎してもらい朝食も事業所で食べ、
家族が仕事から帰るのが18時過ぎのため18時15分ごろにお送りする
というような通いの利用ができること。
- ☑ 独居で認知症。施設は絶対に嫌だ、という方に対して...
朝8時に電話し起床確認、朝食と着替えの声掛けを行った後、
9時に迎えに行き、同時に自宅のゴミや洗濯物を回収。
日中は事業所にて過ごして頂き、夕食時には日課の晩酌後、
酔いの状況を見て20時ごろ自宅送迎。
帰り道のついでに朝食のパンと飲み物を購入。
自宅送迎後、施錠したことを確認し1日のサービスとした。
- ☑ これら実際の利用事例をいくつか紹介すると・・・

「えっ！そんなふうにも使えるんですか！？」

「こんなサービスが欲しかったのよ！」

小規模多機能を考える

小規模多機能ホーム研究会「小規模多機能ホームとは何か」(CLC)より
(下線は榊原による)

なによりも、一人ひとりの生活全般を包括的に支援する柔軟な様子は、新しいケアのイノベーション(革新)とされた。ここで断っておきたいのは、小規模多機能ホームを語るときに、「通って、泊まれて、家にも来てくれて、いざとなったら住むことができる」サービスと称されることが多い。

しかし、これは事業所が多くのサービスメニューを持つことを意味するのではない。

利用者側からみて、なじみの関係を大事にしながら、

その時々に必要な部分をサポートする体制があることを指す。

ケアマネジメント機能を持ち、利用者の地域生活を支援することである。

さらには、地域に開かれた交流と共同の場を持ち、

住民の福祉活動の拠点としての注目も浴びている。

小規模多機能ホームは、さまざまな可能性を持っているといえる。

高橋誠一氏(小規模多機能ホーム研究会代表 東北福祉大学総合福祉学部教授)

小規模多機能を考える

小規模多機能ホーム研究会「小規模多機能ホームとは何か」(CLC)より
(下線は榊原による)

- 目の前の一人の利用者の生活を24時間365日支えること。
- 生活を支えるために、デイサービスを核に、泊まりやホームヘルプサービス等の機能を持っていること。その際、自宅及び家族との関係を切り離さず、地域との関係を断ち切らないようなケアマネジメントを行うこと。
折り合いを利用者自らがつけることを大事にすること。
- 尊厳とは、心に寄り添うことであり、生きる力を育むことでもある。
それは、どれだけ重度の方でも同じであること。
- 支援が必要であれば「できない」ではなく、どうにかして対応する。
自分たちの力だけでなく、地域の資源を活用する。
特別なことをやろうとしているわけではない。

川原秀夫氏(宅老所・グループホーム全国ネットワーク代表世話人／小規模多機能ホームきなっせ代表)

小規模多機能を考える

加藤仁 著

「介護の質に挑む人々」(中央法規)より

■のぞみホーム代表 奥山久美子さん

「のぞみホーム」における「多機能」とは、
あくまで一人ひとりの利用者が望むところを掘りさげ、
さまざまな工夫を凝らし、
従来の介護メニューを書きかえていくことを意味する。

「のぞみ」で過ごしたその人らしい8時間、
8時間だけのその人らしさ、
8時間だけがその人の暮らしではない。
その人らしい暮らし方が継続されるのなら、
可能な限り私たちはお手伝いします。
そうやって少しずつだが24時間365日に近づけていった。

新型多機能サービスの構想

地域包括ケア推進研究会 準備委員会

「提言書」

平成 28 年 5 月 20 日

地域包括ケア推進研究会準備委員会

地域包括ケア推進研究会準備委員会委員

【委員】

特定非営利活動法人 コレクティブ 理事長 川原 秀夫

スギメディカル株式会社 代表取締役社長 杉浦 昭子

株式会社ジャパンケアサービス 取締役 瀬戸口 信也

社会福祉法人 長岡福祉協会 理事長 田宮 崇 (委員長)

社会福祉法人 ノテ福祉会 理事長 対馬 徳昭 (副委員長)

社会福祉法人 小田原福祉会 理事長 時田 純

社会福祉法人 こうほうえん 理事長 廣江 研

セントケア・ホールディング株式会社 代表取締役会長 村上 美晴

【顧問】

東京大学特任教授 辻 哲夫

岡山大学客員教授 宮島 俊彦

元国土交通省住宅局長 川本 正一郎

【事務局担当】

社会福祉法人長岡福祉協会 首都圏事業部マネージャー 高島 博

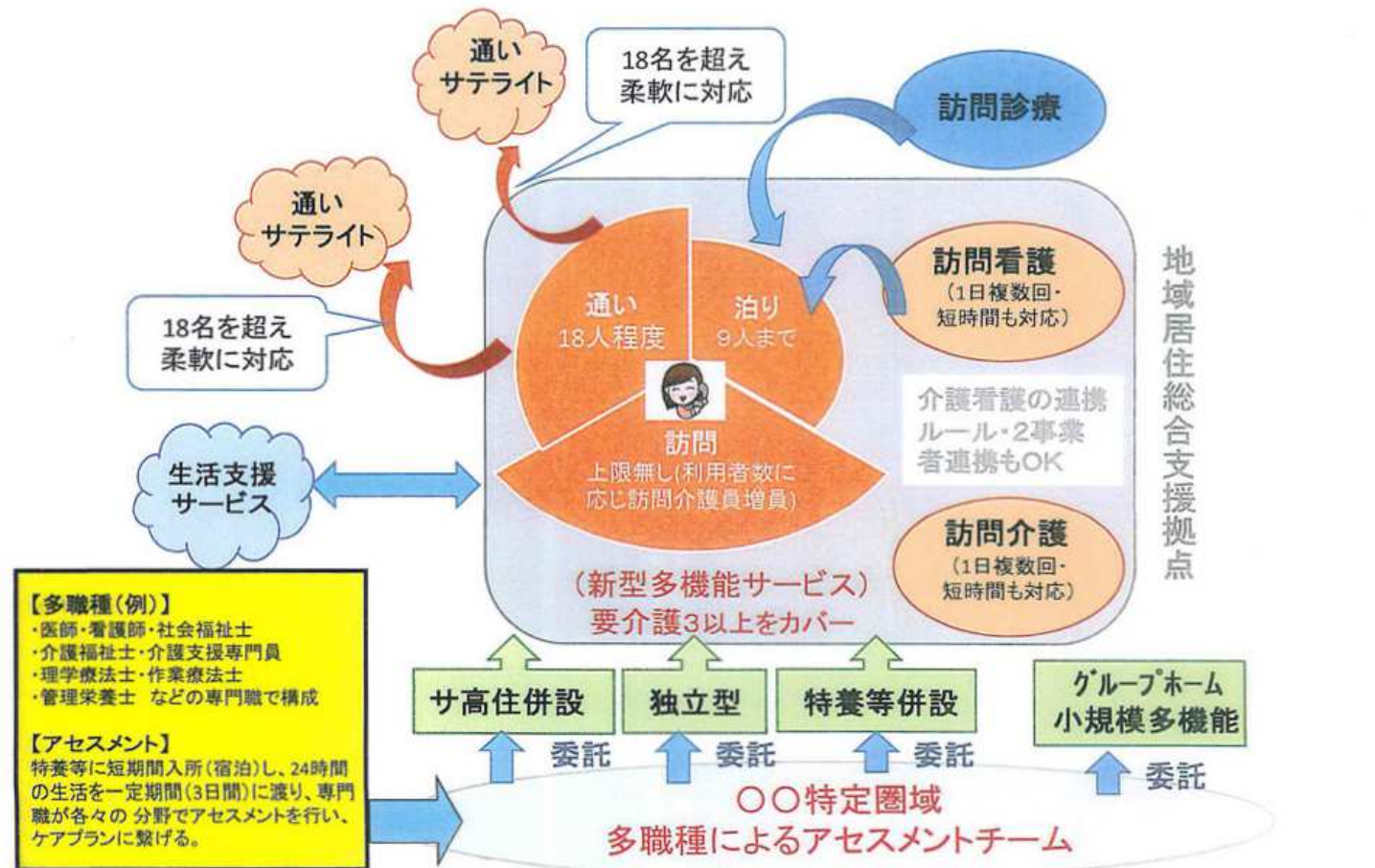
社会福祉法人こうほうえん 東京事業本部長 川尻 良夫

社会福祉法人ノテ福祉会 東京本部長 板垣 貴宏

新型多機能サービスの構想

【添付資料3】

「地域居住総合支援拠点」と「新型多機能サービス」のイメージ

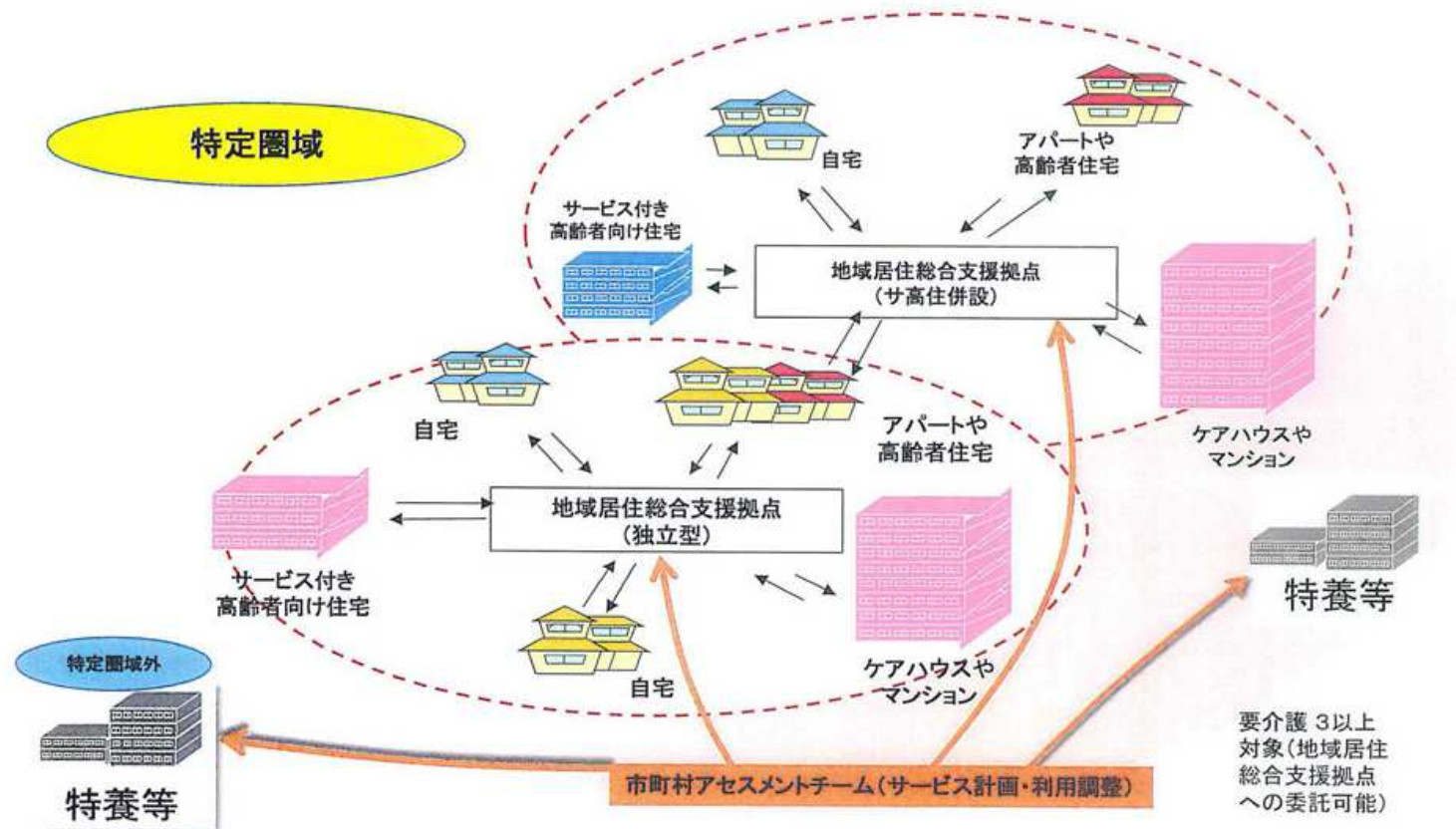


2016/05/20 地域包括ケア推進研究会準備委員会

新型多機能サービスの構想

【添付資料4】

市町村による特定圏域(日常生活圏域単位)の指定制度のイメージ



1. 特定圏域(ピンク色)の指定⇒ニーズ調査・在宅総合支援拠点を一定数公募・市町村アセスメントチームの設置⇒地域居住総合支援拠点サービスの適切な普及
2. 市町村ごとに、必要に応じ順次、特定圏域を増加させる

2016/05/20 地域包括ケア推進研究会準備委員会

新型多機能サービスの構想(H28.5)

- ☑ 小規模多機能は同居家族のいる認知症、通い中心、昼間のレスパイト需要
- ☑ 定期巡回は身体介護、夜間の安心
- ☑ しかし、両サービスの利用者像や利用形態が接近してきた
- ☑ 既存制度はすべて維持しつつ、一定地域内に居住する要介護3以上の重度者を対象とした新型多機能サービス（仮称）を創設
- ☑ 登録定員の上限は設けない、利用者の多くは認知症のある者であることを勘案し「通い」については小規模多機能と同規模（18人）を基本。
- ☑ 同地域内の要介護2以下の中軽度者も対象とした訪問介護・訪問看護サービス等の提供（ルールを明確にした上で、新型多機能サービスとは異なる経営主体が連携して提供する場合を含む）を行う「地域居住総合支援拠点（仮称）」を整備
- ☑ 市区町村が一定の日常生活圏域（特定圏域）を選定し、段階的に整備
- ☑ 特定圏域においては、市区町村の責任の下に、多様な専門職で構成する「アセスメントチーム」を設置。

新型多機能サービスの構想(H29.3)

特別付録、東京でも各地域版——— 10頁
 「特別付録」介護予防特集——— 10頁
 高齢ドライバーの事故防止——— 10頁
 介護心算導入で介護者負担減——— 10頁

シルバー新報

2017年(平成29年)
3月10日
 (金曜日)

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-1111
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-1111

全国文化芸術振興センター
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1



報酬改定での実現を目指す

地域包括ケア推進研究会は、介護にきかかろけい、介護予防、高齢ドライバーの事故防止、介護心算の4つのサービスを、新型多機能サービスとして提供することを目指している。報酬改定での実現を目指す。

地域包括ケア推進研究会は、介護にきかかろけい、介護予防、高齢ドライバーの事故防止、介護心算の4つのサービスを、新型多機能サービスとして提供することを目指している。報酬改定での実現を目指す。



地域包括ケア推進研究会は、介護にきかかろけい、介護予防、高齢ドライバーの事故防止、介護心算の4つのサービスを、新型多機能サービスとして提供することを目指している。報酬改定での実現を目指す。

地域包括ケア推進研究会

介護にきかかろけい 新型多機能サービス創設を

地域包括ケア推進研究会は、介護にきかかろけい、介護予防、高齢ドライバーの事故防止、介護心算の4つのサービスを、新型多機能サービスとして提供することを目指している。報酬改定での実現を目指す。

地域包括ケア推進研究会は、介護にきかかろけい、介護予防、高齢ドライバーの事故防止、介護心算の4つのサービスを、新型多機能サービスとして提供することを目指している。報酬改定での実現を目指す。

地域包括ケア推進研究会は、介護にきかかろけい、介護予防、高齢ドライバーの事故防止、介護心算の4つのサービスを、新型多機能サービスとして提供することを目指している。報酬改定での実現を目指す。

新型多機能サービスの構想(H29.3)

- ✓ 包括多機能型居宅介護、特定生活圏域多機能型居宅介護
- ✓ 登録定員制限なし
- ✓ 通い18名、泊まり9名、訪問制限なし
- ✓ 福祉用具も包括報酬に組み入れる
- ✓ 報酬水準は特養並み（補足給付はない方向）
- ✓ 利用対象者は要介護1以上、特定圏域居住者
- ✓ 通所介護、訪問介護の新規指定の抑制を推奨
- ✓ 生活圏域を1つの事業所でカバー （かかりつけ）
- ✓ 小規模多機能同士の合併、通所やGHが統合して新サービスへ移行
→非効率を改善

地域包括ケア研究会2019.3

平成30年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究

＜地域包括ケア研究会＞

**2040年：多元的社会における
地域包括ケアシステム**
—「参加」と「協働」でつくる包摂的な社会—

平成31（2019）年3月

 MUFG
三菱UFJリサーチ&コンサルティング

地域包括ケア研究会2019.3

2040年の社会のイメージ

2035年：85歳以上の高齢者が**1000万人**

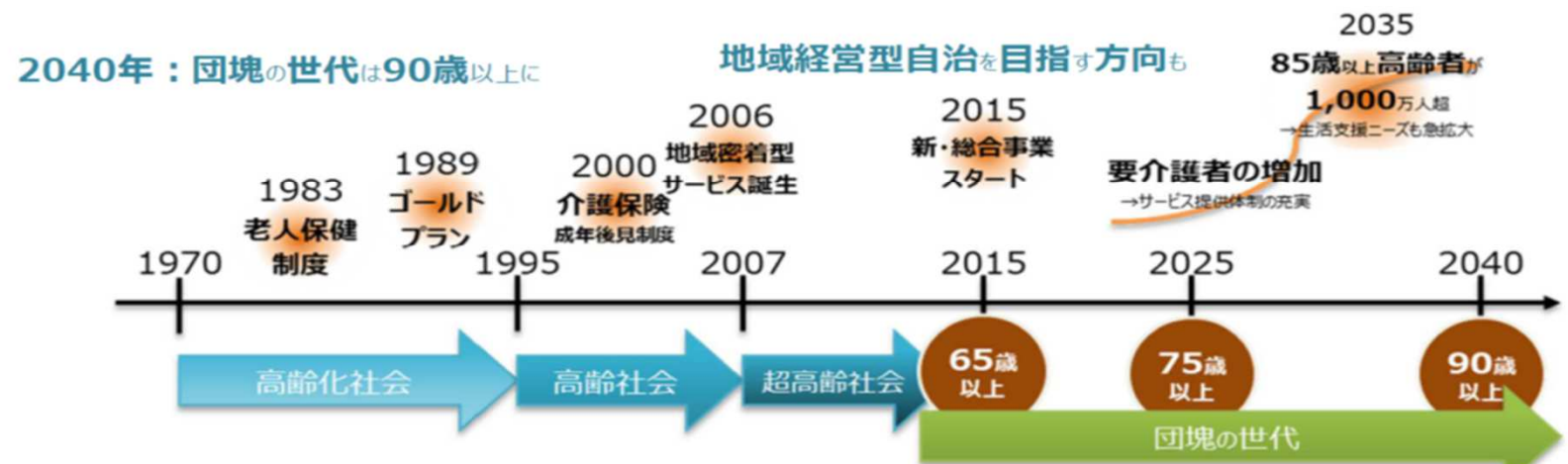
多様化する家族と住まい方
個人を単位とした仕組みへの再編

介護は必要なくても、生活のちょっとした**困りごと**を抱える高齢者の増加
人生100年時代の到来を知り、準備できる世代

家族介護を期待しない
できない時代

平均的な高齢者像では語れない
多様性と格差の時代

平均的な地域自治のイメージも
意味がなくなる



三菱UFJリサーチ&コンサルティング



地域包括ケア研究会2019.3

生活全体を支えるためのサービスと地域デザイン

「包括報酬型」
在宅サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護

=

柔軟な対応ができ、
多様な心身状態に対応できるサービス群

「包括報酬型」
在宅サービスの拡充

「包括報酬型」在宅サービスの
さらなる包括化

3つの「包括報酬型」在宅サービスの垣根を取り払い、事業者が多様なメニューを適宜使い分ける地域担当方式も検討してはどうか

新たな複合型サービスの開発

看護小規模多機能型居宅介護以来、新しい類型が開発されていない複合型サービスを新規に開発してはどうか？

「包括報酬型」
在宅サービスと
地域社会の融合

生活支援と人とのつながりを
「包括報酬型」在宅サービスに
どのように組み込むか

心身を支えるだけでなく、社会的・文化的な生活を支える支援を混合介護も含め組み込むことが一層重要に。

地域との親和性が高い
小規模多機能型居宅介護

元気だった頃の生活を「在宅から引き連れてサービス事業者にやってくる」地域との継続性の高いサービス。

小規模多機能型居宅介護を
地域づくりの拠点と考える

地域包括支援センターよりも、より小地域との連続性を保ちつつ、地域づくりの拠点として機能する可能性も。

事業者の参入を
促進するための方策

安定的な経営は、参入の重要要件

地域の一定のサービス基盤を維持していることに対する包括報酬の支払い（地域包括報酬）も検討できないか？

大都市部での参入促進策

設備基準の緩和や多機能化による経営の安定策、または中心市街地での小多機を中心とした地域拠点のモデル事業の検討を推進すべき。

保険者による
独自施策の可能性

現在の規制においても、「公募制」や「市町村協議制」、「市町村独自報酬」など、「包括報酬型」在宅サービスの普及を促進するための諸施策が用意されている。保険者はこれらを積極的に活用すべきではないか。

地域包括ケア研究会2019.3

(2) 参加・協働による地域デザイン

■ 地域の実情を踏まえた一人ひとりに寄り添う地域デザイン

- 地域や家族、あるいは個人を平均像で語れない多層的な社会になり、また地域資源についても、地域間格差が拡大していく以上、全国標準サービスで一斉に多様な住民のニーズに応えることが難しいのは明らかである。
- したがって、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを担うサービス提供体制を実現するには、行政・保険者やサービス提供事業者側が一方的に「利用者にとって、良いだろう」と思うサービスをデザインするのではなく、そのサービスの持つ価値やそのサービスを利用する意義を、住民・利用者と提供者が、支えられる側と支える側という関係性を越えて共に話し合い、改善を繰り返しながら、その地域の住民にあったサービスの使い方を考えていく過程が重要になる。つまり、出来合いのサービスを提供するだけではないということを意味しており、その点で、今後は、「参加と協働」の過程が求められる。
- その地域の住民・利用者にあったサービスをデザインしていくといっても、一人ひとりにあったサービスを一つひとつ設計・開発するわけではない。例えば、個人のレベルであれば、ケアマネジメントを通じて介護支援専門員や介護サービス提供者が利用者とケアの目標を共有し、地域にあるサービスを本人の目標にあわせて調整（チューニング）していくイメージといえる。

地域包括ケア研究会2019.3

- 実はすでに組み込まれている「参加・協働による地域デザイン」の仕組み
- 実はこのような「参加と協働」の取組は、決して新しいものではなく、すでに過去10年の間に、地域包括ケアシステムにも積極的に採用されてきた。例えば、地域密着型サービスでは、利用者の家族や地域住民が介護医療連携推進会議や運営推進会議に参加し、サービスに対する意見を表明し、事業者とともに、地域の課題やサービスの改善を進めていく過程に関わっている。まさに個別性を尊重したそれぞれの地域における「参加と協働」の過程の実例といえるだろう。
- そもそも、包括報酬型のサービスは、出来高払い型のサービスとは異なり、サービス提供の量やタイミングの点で、柔軟性が高く、利用者の日々の状態変化に合わせやすい特徴をもっている。小規模多機能型居宅介護の「通い」「訪問」「泊り」の提供バランスが、事業者によって異なるのも、その裁量権の大きさを反映している。ただし、その裁量が、利用者も含む「参加と協働」で活用されていなければ、経営者側の効率の観点からだけの一方通行なサービスのデザインになってしまうことを意味している。その点からも、参加と協働が重要なのである。

地域包括ケア研究会2019.3

■ 「場」を動かすコーディネーション機能

- 「参加と協働」を進めるためには、こうした「場」に関わる鍵となる人物や組織が欠かせない。利用者と提供者、事業者と行政などが、対等な立場で地域をデザインするには、地域関係者間をつなぐ「コーディネーション機能」を誰がどのように実現するかという課題がある。コーディネーション機能を持つ人や組織は、「場」において、参加者の意見を引き出し、議論を前向きに積み上げていくファシリテーターの役割が期待されている。また、地域の中から必要に応じて参加者を見つけてきたり、数多くの場を積み上げることで、その地域の課題や、隠れた資源を見つけ出し、行政や事業者に伝えるといった役割を担う場合もあるだろう。

3. 生活全体を支えるためのサービスと地域デザイン

- 地域での生活を継続するためには、「生活全体を支える地域の仕組み」として介護や医療だけでなく、住まい、生活支援等が、社会保険制度に限定されず、様々な資源の組み合わせで一体的に提供される必要がある。これまで、介護保険制度では、そうした一体的なケアを実現するための中核的・基盤的サービスとして「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」を開発してきた（ここでは、これらを「包括報酬型」在宅サービスと呼ぶ）。
- 2040年に向けては、これら「包括報酬型」在宅サービスの機能と役割をさらに拡充するとともに、これらのサービスを活用しながら、どのように利用者が地域のつながりを継続させていくかといった視点が重要になる。

地域包括ケア研究会2019.3

(1) 「包括報酬型」在宅サービスで支える

■ 「包括報酬型」在宅サービスの更なる包括化

- 「包括報酬型」在宅サービスとしては、2006年に小規模多機能型居宅介護が、2012年に複合型サービス28及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護が創設された。実態としての利用者像は、事業者によっても異なるものの、おおむね小規模多機能型居宅介護では認知症の人、看護小規模多機能型居宅介護では医療ニーズの高い利用者、また定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、単身生活者の利用が多いといった特徴がみられる。
- しかしながら、サービス利用者の心身状態は、特に後期高齢者では変化を伴うものが一般的であり、事業者は常に一定の状態像の利用者だけを支えているわけではない。むしろ、心身状態の変化に柔軟に対応しながら可能な限り人生の最終段階まで支えるのが一般的である。包括報酬の採用により、小規模多機能型居宅介護では、利用者の状態にあわせて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のような形態で訪問サービスを提供することも可能だ。つまり、既存の定期巡回・随時対応型訪問介護看護でも、小規模多機能型居宅介護でも、看護小規模多機能型居宅介護でも、「柔軟な対応ができ、多様な心身状態に対応できるサービス群」である点では、共通している。
- むしろ、心身状態が変化する利用者への包括的・一体的なケアの提供のため、同一地域でサービスを提供するのであれば、これらの「包括報酬型」在宅サービスのメニュー間の垣根を取り払い、特定の事業者が多様なメニューを適宜使い分けながら地域を担当するといった方式も検討していくべきであろう。こうした柔軟なサービス提供の切り替えが可能になれば、事業者も、職員配置の状況によってケア提供の方法を柔軟に変更することも可能になり、経営の安定に資するであろう。

地域包括ケア研究会2019.3

■ 新たな複合型サービスの開発

- また、2011年度の制度改正では、複数のサービスの組み合わせ提供を想定して、「複合型サービス」が創設された。「複合型サービス」は、看護小規模多機能型居宅介護の旧名称のように理解されていることも少なくないが、本来は、訪問介護や通所介護など既存のサービスを複合的に提供する場合のサービスの総称として規定されている。現状は、複合型サービスとして、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービスのみが「看護小規模多機能型居宅介護」として報酬上設定されているにすぎない。
- 2012年以降、新たな複合型サービスは報酬設定上、規定されていないが、今後、こうした組み合わせ提供が在宅生活を支える主力サービスになる以上、事業者の実践事例から学び、検討を重ね、報酬化を進めて、さらなる複合型サービスを開発していく必要があるだろう。

地域包括ケア研究会2019.3

(2) 「包括報酬型」在宅サービスと地域社会の融合

■ 生活支援と社会的な人のつながりをどのように組み込むか

- 在宅生活を支える中核的介護サービスとはいえ、「包括報酬型」在宅サービスだけで生活全体を支えるわけではない。要介護度が重くなっても、毎日の調理、買い物、掃除などの生活支援は不可欠であるし、なじみの関係性のある友人とのコミュニケーションや、地域とのつながりが不要になるわけではない。むしろ、そうしたつながりこそが、社会的孤立を防ぎ、尊厳ある生活を支える上で重要になってくると考えるべきであろう。
- 特に在宅生活では、生活支援が不可欠である。今後 2040 年において、家族が傍らにいない状態で後期高齢者が在宅生活を送るとき、生活支援が在宅限界点の低下を防ぐ重要な要素のひとつとなるだろう。一人ひとりが社会のつながりから排除されない包摂的な社会を志向していくならば、「包括報酬型」在宅サービスも単に心身を支えるサービスだけでなく、社会的・文化的な生活を支えるための支援を組み合わせることこそ、生活全体を支えるという意味で重要になる。
- その場合、これらの支援は、必ずしも介護保険の給付の中から行われる必要はない。地域の多様な資源をうまく組み合わせることで対応は可能である。この点で、「包括報酬型」サービスと、保険外サービスと組み合わせる混合介護によって在宅を支えるあり方も、今後広がっていくだろう。

地域包括ケア研究会2019.3

- 例えば、小規模多機能型居宅介護は、通いの場を中心にデザインされてきたが、専門職サービスは訪問でサービス提供しつつ、地域の中に要介護者が通える住民主体の「通いの場」や「居場所」にも参加するといった形もすでに実現している。また定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、専門職の訪問による包括的なサービス提供で利用者に大きな安心感を与えているが、他方で、地域とのつながりやインフォーマルな生活の側面については、家族のつながりが中心になっており、現状、介護・医療事業者の関わりが限定的な場合も多い。しかし、今後、単身世帯が増加し、家族の形が多様化していく中においては、保険外のサービスを専門職によるサービスとどのように組み合わせていくかという点は課題である。

地域包括ケア研究会2019.3

■ 地域との親和性が高い小規模多機能型居宅介護

- 小規模多機能型居宅介護の最大の特徴の一つは、地域とのつながりの中で在宅生活を継続できることであろう。広域型の介護保険施設の場合でも、職員は利用者の入所前の生活を知ることができるが、それはいわば「かつての在宅生活時の情報」であり、入所後はそれまでの地域とのつながりから切り離されるのが一般的である。
- 小規模多機能型居宅介護では、利用者が元気だったころの近所との付き合いや生活のリズム、あるいは居住空間も含め、利用者はありのままの情報を、いわば「地域や在宅から引き連れてサービス事業者にやってくる」と表現してもよい。つまり小規模多機能型居宅介護は、地域との継続性を保ちやすい特徴があるといえるだろう。
- また、小規模多機能型居宅介護は、訪問単体のサービスとは異なり、「通い」という物理的な拠点施設を持つため、地域住民との交流に適したデザインともいえる。例えば、福岡県大牟田市内の小規模多機能型居宅介護事業所は、そのほとんどに併設された住民交流施設で、町内の会合などが開催され、自然に地域交流の拠点となっている。人口約11万5千人の市内に26か所の小規模多機能型居宅介護事業所が整備されており、中学校区よりも小さい圏域をそれぞれの事業所がカバーしている。こうした体制が発展していくことで、地域の社会的・文化的資源を生活の中に組み込んでいく可能性も広がっていく。

地域包括ケア研究会2019.3

- 小規模多機能型居宅介護を地域づくりの拠点と考える
- 小規模多機能型居宅介護が、専門職サービスと地域住民をつなぐ役割を果たせるのであれば、事業所がその地域の支援拠点として機能しているといえる。特に小規模多機能型居宅介護は、地域包括支援センターよりも小地域に計画的に整備されている場合もあり、地域づくりの拠点として機能するのであれば、現在の地域包括支援センターには難しいより小地域の地域社会と連続性を持つこともできるだろう。
- とりわけ人口減少が進む中で、行政の職員確保も困難になっており、直接的なケアを提供する事業所が地域づくり機能を兼ね備えることも今後は想定していくべきだろう。また、地域包括支援センターのブランチとして小規模多機能居宅介護の事業所が機能すれば、事業所職員は、介護サービスだけでなく、地域づくりや高齢者以外の地域課題に向き合う機会を得ることになり、人材育成の観点からも効果的なOJTが期待される。特に、これからは生活全体を支えるケアが求められる時代となる中で、地域の様々な資源とのコミュニケーションを活かせる人材は、地域共生社会を支える人材として期待されるだろう。

地域包括ケア研究会2019.3

(3) 事業者の参入を促進するための方策

■ 安定的な経営を実現するために

- 「包括報酬型」在宅サービスの経営上の特徴は、一定の顧客数を恒常的に確保しなければ経営が安定しない点である。利用者の状態は、身体機能だけでなく、経済的な問題や家族関係など様々な要素が絡みあい、その生活も支援ニーズも時間と共に変化する。特に利用者が中重度者の場合は、報酬単価は高いものの、死亡等によりサービス利用が短期間で終了となることも多く、また日常生活圏域においては、利用者の発生頻度も必ずしも高いとはいえないなど、需要の安定性に課題がある。現在の「包括報酬型」在宅サービス事業者は、こうした収入面での不安定性を法人の規模や他事業の収益で補っている場合も多く、このことは、事業への参入の障壁、あるいは事業継続上の課題となっている。
- したがって、報酬の考え方についても、より安定的な経営を実現し、安定的なサービスの提供体制を維持するために、より柔軟な発想でこれらの仕組みを支えることを検討すべきであろう。一般的に報酬の支払い方法は、①個人へのサービス提供内容ごとに報酬を支払ういわゆる出来高払い（訪問介護や通所介護）、②個人への一定範囲のサービス提供に対する包括払い（「包括報酬型」在宅サービスで採用）、③地域の取組や体制の保持に対する包括報酬または事業費（総合事業における一部の補助制度もこれに該当）などが考えられる。

地域包括ケア研究会2019.3

- 今後は、「包括報酬型」在宅サービスが地域のインフラとしてサービス提供体制を維持しているコストをカバーするといった発想から、一定のサービス基盤を維持していることに対する包括報酬の支払い（ここでは仮に「地域包括報酬」と呼ぶ）を検討していくことも必要だろう。 サービス提供事業者の経営の安定性を確保することは、人材の確保や事業者の健全な経営を守るためにも重要な観点である。
- 「地域包括報酬」の考え方は、離島や中山間地の集落などにも適用できる。これらの地域においては在宅介護サービス事業所を複数整備することが現実的でない場合も多い。単に需要が少ないだけでなく、利用者像も刻々と変化するため、固定的な機能しか持たない介護サービスでは、ニーズに応じることは困難である。こうした地域では、行政が担ってきた地域の仕組みづくりや地域包括支援センターの一部の機能を持たせたような複合的で多機能な拠点を、現行の基準よりも、より地域の実情にあった形で緩和して整備することができるようモデルを検討していくべきであろう。

地域包括ケア研究会2019.3

(5) 2040年のケアマネジメント

■ 「生活全体を支えるマネジメント」へ

- 2040年に向けて、家族のニーズではなく、本人のニーズに合った生活の実現に向けて地域資源を結び付け、その活用を通じて、可能な限り本人の望む生活を支援していく個別性の高いケアマネジメントを実現していくことが求められる。

- 介護支援専門員は、医師や看護師、介護福祉士等の資格とは異なり、歴史的に介護保険制度の中でその役割が規定されてきた経緯もあり、ケアマネジメントが介護保険制度内のサービス給付管理の範囲にとどまる傾向も見られる。今後、ケアマネジメントは、介護保険以外の公的制度と連携していくことは当然として、地域の民間サービスや住民主体の活動など、地域で生活を継続していく中で必要とされる資源を適切に組み合わせる能力がこれまで以上に求められるであろう。すでに、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメントや、自立支援型地域ケア会議において、ケアマネジメントの視点は、介護保険制度の枠をこえて、民間サービスや地域の住民活動までその範囲を広げている。

- 今後、地域包括ケアシステムが「生活全体を支える仕組み」に向かっていく中で、介護支援専門員の機能が変化しないのであれば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の計画作成責任者やサービス担当責任者、あるいは小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員が現在のケアマネジメント機能の大半を担うことも考えられるだろう。

地域包括ケア研究会2019.3

- ・生活全体を支援するサービス
- ・介護保険のみでなく、地域も含めた活用
- ・出来合いのサービスを提供するのではなく、利用者に合わせてチューニング
→包括報酬型サービスが向いている
- ・運営推進会議の活用も含め、参加と協働を促す仕組み
(コーディネーター機能)
- ・地域づくりの拠点、包括のブランチ的存在
- ・重要なインフラとしての機能を評価した報酬体系も

設備・備品について



設備・備品について



山口健太郎、三浦研、石井敏 編著「小規模多機能ホーム読本」(ミネルヴァ書房)より

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

設備・備品について



山口健太郎、三浦研、石井敏 編著「小規模多機能ホーム読本」（ミネルヴァ書房）より

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

設備・備品について



山口健太郎、三浦研、石井敏 編著「小規模多機能ホーム読本」(ミネルヴァ書房)より

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

設備・備品について



二十月・2009年5月・2014年4月



山口健太郎、三浦研、石井敏 編著「小規模多機能ホーム読本」(ミネルヴァ書房)より
Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

最後に・・・

人を大切にすることとは、
その人が大切にしているものを大切にすること

利用者を大切に、職員を大切に
そして、自分自身も大切に・・・

講演・コンサルティング実績と主なテーマ

- 保健・医療・福祉サービス研究会「小規模多機能の完全理解と開設運営ノウハウ習得講座全6回コース」「介護支援専門員の理論と実務完全マスター全6回コース」
- WJUI監査法人「改正社会福祉法セミナー」
- C-MAS介護事業経営研究会「小規模多機能の管理運営」「介護事業所の営業」
- 日総研出版「ケアマネジメント業務の実践力&指導力セミナー全3回」「管理者育成全6回コース」
- 関西看護出版「介護現場の虐待防止の具体策」「ケアマネジャー受験対策合宿講座」
- TKC全国会「小規模多機能と看護小規模多機能の経営実態」
- アドバンス経営「稼働率アップ!10の秘訣セミナー」
- 株式会社日本経営「小規模多機能の管理運営」
- 地域密着ケア・地域包括ケア全国研修会「介護事業所の虐待防止」
- ビズアップ総研「ケアプラン立案の方程式」
- 福祉と介護研究会35「ケアプラン立案の方程式」
- 雲母書房「介護現場の虐待防止の具体策」
- 倶楽部くればす「介護現場をよくする話」
- リコージャパン「人を活かす介護施設の人事制度とキャリアパス構築」
- 東海医療科学専門学校 作業療法科「日常生活活動学全7回コース」
- 福祉の資格の学校キャリアアップ「ケアマネ受験対策講座」「スキルアップセミナー(毎月)」
- 全国有料老人ホーム協会「ケアプラン立案の方程式」
- 愛知県一宮市ケアマネT「介護保険改正の動向」
- 福島県福島市介護支援専門員連絡協議会「ケアプラン立案の方程式」
- 静岡県掛川市介護支援専門員連絡協議会「困難が介護観を深くする!」
- 岐阜県グループホーム協会「介護現場の虐待防止の具体策」「権利擁護全3回」
- 三重県社会福祉士会「介護現場の権利擁護」
- 三重県介護支援専門員協会桑員支部「介護予防ケアプラン」
- 三重県介護支援専門員協会三河支部「ケアプラン立案の方程式」
- 街かどケア滋賀ネット「介護事業所の管理運営」
- 広島県尾道市介護支援専門員連絡協議会「指導者のためのケアプラン立案の方程式」
- 島根県浜田地区広域行政組合「ケアマネジメントの虐待防止力!」
- 鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会「地域包括ケアにおける小規模多機能の役割」
- 鳥取県鳥取市「ケアプラン立案の方程式」
- 愛媛県松山市社会福祉協議会「ケアプラン立案の方程式」
- 愛媛県社会福祉協議会「個別ケアの具体策」
- 四国ブロックヘルパー研修会「介護事業所の管理・運営」
- 香川県グループホーム・小規模多機能連絡協議会「介護事業所の虐待防止の具体策」
- 北海道の社会福祉法人「介護職の魅力と責任 再発見講座」
- 北海道の医療法人「小規模多機能の開設支援」
- 青森県の社会福祉法人「小規模多機能の管理運営」
- 福島県のNPO法人「ケアプラン立案の方程式」
- 福島県の社会福祉法人「経営幹部・管理者・ケアマネ育成」「法令遵守」「マニュアル作成支援」
- 新潟県の社会福祉法人「ケアマネジメント全3回コース」
- 東京都の株式会社「小規模多機能の営業・稼働率向上」
- 愛知県の社会福祉法人「マニュアル作成支援」
- 愛知県の社会福祉法人「小規模多機能の管理運営全3回コース」
- 愛知県の医療法人「契約書、重要事項説明書の見直し」
- 愛知県のNPO法人「介護事業所の管理運営」
- 愛知県の株式会社「介護事業所の管理」「家族・地域との連携」
- 愛知県の株式会社「介護職の基本姿勢」
- 愛知県の医療法人「月3回の介護塾(管理職、ケアマネ、介護職向け)」
- 岐阜県の医療法人「小規模多機能の営業・稼働率向上」
- 三重県のNPO法人「サービス提供責任者の業務」
- 滋賀県の社会福祉法人「介護事業所の管理運営全2回」
- 滋賀県のNPO法人「ケアマネジャー受験対策講座」
- 山口県の医療法人「小規模多機能の管理運営」
- 鹿児島県のNPO法人「介護事業所の管理運営」
- 宮崎県の株式会社「小規模多機能の開設支援」

著書・雑誌連載



天晴れ介護サービス総合教育研究所

6月のオンライン企画（詳細はHPより）

- **6月1日**：管理職向けzoomセミナー（第1回）
- **6月8日**：facebookライブ（zoomセミナー＆facebook活用進化論）
- **6月13日**：ケアマネジャー向けzoomセミナー（第2回）
- **6月13日**：zoomによる無料相談会（お一人様30分程度）満席！
- **6月15日**：facebookライブ（職場をよくする対話型リーダーシップ実践会）
- **6月16日**：管理職向けzoomセミナー（第2回）
- **6月17日**：無料zoomセミナー
『ウィズコロナ時代の「人」とともに成長する介護事業セミナー』
～利用者・家族・職員・地域から選ばれるために～
- **6月23日**：事業経営実践塾（第2回）
- **6月29日**：facebookライブ（マンスリー・ジャーナル6月号）

天晴れ介護サービス総合教育研究所

7月のオンライン企画（詳細はHPより）

➤7月11日（土）

10：00～12：00 小規模多機能zoomセミナー（第1回）

19：30～21：30 ケアマネジャー向けzoomセミナー（第3回）

➤7月13日（月）

21：00～22：00 facebookライブ（三好貴之先生、新刊出版記念対談！）

➤7月23日（木）

10：00～16：00 zoom無料相談会（お一人様30分）5枠中残り2枠！

21：00～22：00 facebookライブ（6月のzoomセミナーダイジェスト）

※職場をよくする対話型リーダーシップ実践会限定

➤7月25日（土）

10：00～12：00 管理職向けzoomセミナー（第3回）

12：30～13：00 facebookライブ（マンスリー・ジャーナル7月号）

19：30～21：30 法定研修シリーズzoomセミナー（第1回）

➤7月28日（火）

13：30～18：00 事業経営実践塾（第3回）

天晴れ介護サービス総合教育研究所

8月のオンライン企画（詳細は後日）

➤8月8日（土）

- 10：00～12：00 小規模多機能zoomセミナー（第2回）
- 14：00～ facebookライブ（内容未定）
- 19：30～21：30 ケアマネジャー向けzoomセミナー（第4回）

➤8月22日（土）

- 10：00～12：00 管理職向けzoomセミナー（第4回）
- 14：00～15：00 facebookライブ（マンスリー・ジャーナル8月号）
- 19：30～21：30 法定研修シリーズzoomセミナー（第2回）

➤8月24日（月）

- 13：30～18：00 事業経営実践塾（第4回）

➤日程未定

- 10：00～16：00 zoom無料相談会（お一人様30分）5枠あります！
 - 21：00～22：00 facebookライブ（7月のzoomセミナーダイジェスト）
- ※職場をよくする対話型リーダーシップ実践会限定

小規模多機能セミナー

ご清聴ありがとうございました！



天晴れ介護サービス総合教育研究所

代表 榊原宏昌